

公安委員会

銃砲刀剣類所持等取締法施行令等の

平成23年6月23日
保安課
情報技術犯罪対策課
刑事企画課

説明資料No. 1

一部を改正する政令案について

1 趣旨

情報処理の高度化等に対処するための刑法等の一部を改正する法律（以下「法」という。）の施行に伴い、銃砲刀剣類所持等取締法施行令等の関係規定を整備するもの。

2 銃砲刀剣類所持等取締法施行令等の一部を改正する政令案の概要

(1) 銃砲刀剣類所持等取締法施行令等の一部改正

ア 銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）の一部改正
猟銃の所持の不許可の要件となる凶悪な罪として刑法（明治40年法律第45号）第96条の3に規定する強制執行行為妨害等の罪等を追加するほか、法の施行に伴う技術的修正を行うもの。

イ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令（昭和59年政令第319号）の一部改正

法の施行に伴う技術的修正を行うもの。

ウ 携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律第八条第一項第二号の罪を定める政令（平成17年政令第171号）の一部改正

法の施行に伴う技術的修正を行うもの。

エ インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律施行令（平成20年政令第346号）の一部改正

法の施行に伴う技術的修正を行うもの。

(2) 施行期日

情報処理の高度化等に対処するための刑法等の一部を改正する法律の施行の日から施行する。ただし、(1)イの一部については、公布の日から施行する。

3 今後の予定

7月1日 閣議

7月6日 公布

7月14日 施行（一部は7月6日施行）

1 趣旨

第177回国会で成立した情報処理の高度化等に対処するための刑法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行に伴い、警備業の要件に関する規則ほか5規則について所要の改正を行うもの。

2 規則改正案の内容

改正法による改正によって刑法（明治40年法律第45号）に追加される罪のうち同法第96条の2に規定する罪（強制執行妨害目的財産損壊等）、第96条の3に規定する罪（強制執行行為妨害等）、第96条の4（強制執行関係売却妨害）に規定する罪等について、下記(1)、(2)及び(4)～(6)に規定する「暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為で国家公安委員会規則で定めるもの」及び(3)に規定する「暴力的不法行為等」に追加するほか、所要の改正を行うことを内容とするもの。

- (1) 警備業の要件に関する規則第2条
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則第7条
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則第1条
- (4) 暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を定める規則
- (5) 国家公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則第1条
- (6) 確認事務の委託の手續等に関する規則第3条

※ 上記(1)、(2)及び(4)～(6)は、それぞれ、警備業の認定、風俗営業の許可、銃砲等の所持の許可、自動車運転代行業の認定及び放置車両の確認等の事務の委託を受ける法人の登録の欠格事由（集团的に、又は常習的に暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為で国家公安委員会規則で定めるものを行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者）に係る罪を規定するもの。上記(3)は、暴力団の指定要件の一つである犯罪経歴保有者の人数の比率の算定基準となる罪（暴力的不法行為等）を規定するもの。

3 施行期日

改正法の施行の日（公布の日から起算して20日を経過した日）

1 経緯

- 政府案「東日本大震災復興の基本方針及び組織に関する法律」が5月13日に、自民党案が同18日に国会提出。
- 与野党協議を経て、6月9日、政府案及び自民党案が撤回され、民・自・公の三党共同により、復興庁の設置を本則に規定するなどの修正を加えた「東日本大震災復興基本法案」として提案。
- 6月10日に衆議院を通過、参議院の審議を経て同20日に成立、同24日に公布・施行の予定。

2 主な内容

(1) 国の責務（第3条）

「東日本大震災復興基本方針」を定め、復興に必要な措置を講ずる。

(2) 復興対策本部（第11～23条）

- 内閣に「東日本大震災復興対策本部」を置く。
- 本部長は内閣総理大臣、副本部長は内閣官房長官及び復興対策担当大臣、本部員はそれ以外の全ての国务大臣等とする。
- 幹事を置き、関係行政機関の職員のうちから内閣総理大臣が任命
- 地方機関として「現地対策本部」を置く（盛岡市、仙台市、福島市）。
- 有識者等からなる「東日本大震災復興構想会議」を置く（現在の根拠は閣議決定）。

(3) 復興庁（第24条）

- 別に法律で定めるところにより、内閣に復興庁を設置。
- 復興に関する国の施策に関し、企画・立案・総合調整に関する事務とともに、その実施に係る事務等をつかさどる。
- できるだけ早期に設置することとし、可能な限り早い時期に法制上の措置を講ずる。
- 復興庁の設置に際し、復興対策本部を廃止し、その機能を引き継ぐ。

(4) その他

- 復興に必要な資金を確保するため、別に法律に定めるところにより、復興債を発行。
- 被災地に復興特区を設けるため、速やかに法制上の措置を講ずる。

3 その他

復興構想会議は、6月25日に「復興への提言」を答申する予定。

公安委員会	平成24年度の国家公務員	平成23年6月23日
説明資料No. 4	の新規採用抑制の方針について	人事課

1 概要

厳しい財政事情の下、国家公務員の定員に関し、通常の設定員審査の中で厳しく業務の見直しや効率化に取り組み、可能な限り定員の純減を図る必要があるため、平成23年度に引き続き、平成24年度の新規採用についても厳しく抑制するもの（6月17日閣議決定）。

2 基本方針

- (1) 平成24年度の新規採用者数の上限値については、23年度新規採用抑制方針に基づく各府省ごとの上限値、東日本大震災に伴う復旧・復興事業等への対応の必要性、平成24年度の定年退職者等の増加などを踏まえ、全体として6,336人の範囲内に厳しく抑制する。各府省ごとの採用者数の上限値は、上記の範囲内で総務大臣が決定する。
- (2) ただし、厳しい採用抑制方針を基本としつつも、東日本大震災の復旧・復興事業等に係る平成24年度の設定員審査等の結果、真に必要と認められる場合に限り、追加の採用について検討することとする。

3 警察庁の平成24年度の新規採用者数の上限値

164人（平成23年度比+12人）

※ これとは別枠で、公安職俸給表適用職員への特別措置あり（4(2)参照）

4 その他

以下のときは、総務大臣が決定した採用者数の上限値とは別に、各府省において採用を行うことができる。

- (1) 平成23年度の新規採用者数の実績が、23年度新規採用抑制方針に基づき総務大臣が決定した上限値を下回った場合であって、その下回った数の範囲内で、採用を行うとき
- (2) 公安職俸給表又は医療職俸給表の適用を受ける職員（麻薬取締官を含む。）であって、平成21年度以降に新規採用された者（任期の定めのある職員を除く。）が平成24年度中に離職（出向を除く。）した場合であって、その職員の数の範囲内で、採用を行うとき

1 伝達式の日時、場所、伝達式出席予定者

- ・ 平成23年7月5日(火) 10時30分から11時10分まで
- ・ グランドアーク半蔵門
- ・ 出席予定者 172名 (受章者 95名、配偶者77名)

○ 勲等別 ※()内は危険業務従事者叙勲で内数

瑞宝中綬章	2名
旭日小綬章	1名
瑞宝小綬章	39名
旭日双光章	5名
瑞宝双光章	26名 (16名)
瑞宝単光章	22名 (12名)

2 勲章受章状況

(1) 受章者 1,925名

(2) 内訳

○ 元警察職員 1,911名

○ 民間 14名

〔 県公安委員会委員長1名、交通安全協会役員3名、県防犯協会役員2名、
警察嘱託医8名 〕

○ 勲等別 ※()内は危険業務従事者叙勲で内数

瑞宝中綬章	2名
旭日小綬章	1名
瑞宝小綬章	63名
旭日双光章	5名
瑞宝双光章	1,150名 (1,136名)
瑞宝単光章	704名 (692名)

(3) 受章者平均年齢 (元警察職員)

○ 全体 71.5歳

春の叙勲 79.5歳

危険業務従事者叙勲 71.2歳

1 特集

警察白書では、毎年、時流に即した特集を組んでいる。平成23年警察白書においては、2つのテーマを特集として取り上げた。

特集Ⅰでは、東日本大震災の発生を受けて警察が行った諸活動について説明している。また、特集Ⅱでは、近年のサイバー犯罪の増加、サイバー空間における規範意識の低下を踏まえ、サイバー犯罪の現状やそれに対する警察の取組、官民が連携して今後行うべき取組等について説明している。

特集Ⅰ 東日本大震災と警察活動

第1節 被害状況及び警察の体制

第2節 主な警察の活動

特集Ⅱ 安全・安心で責任あるサイバー市民社会の実現を目指して

第1節 サイバー犯罪の現状

第2節 サイバー犯罪に対する取組

第3節 サイバー犯罪対策の抜本的強化に向けて

2 参考事項

○ 特集、年次報告部分共に、見開き紙面を単位に一つのテーマを取り上げる構成とし、図表や写真を多く用いて、見やすく分かりやすいものとなるよう努めた。

○ 「警察活動の最前線」として、現場での労苦や仕事のやりがい等についての率直な思いをつづった、第一線で活躍する警察職員の手記を特集及び各章末に掲載した。

3 今後の予定

7月22日（金） 閣議

7月23日（土）以降 市販開始（予定）

1 総合セキュリティ対策会議の概要

情報通信ネットワークの安全性・信頼性を確保することを目的に、情報セキュリティに関する産業界等と政府機関との連携の在り方、特に警察との連携の在り方について有識者等による検討を行うため、平成13年度に設置された生活安全局長主催の私的懇談会。過去の検討テーマは別添1のとおり。

2 平成23年度総合セキュリティ対策会議の検討テーマ

「サイバー犯罪捜査における事後追跡可能性の確保」をテーマに、サイバー犯罪捜査における事後追跡に係る主要な問題と認められる次の3項目について議論を行い、対策の在り方を検討する。

(1) インターネット上の高度匿名化手法

高度な匿名化手法を用いられた場合、発信元のIPアドレスの特定が困難となる。

(2) インターネットカフェ

利用者の本人確認やコンピュータの使用状況の記録を行っていないインターネットカフェのコンピュータが悪用された場合、被疑者の特定が困難となる。

(3) 無線LAN、データ通信カード

利用者を限定していない無線LANが無断で悪用されたり、十分な本人確認が行われないまま販売されたデータ通信カードが悪用された場合、被疑者の特定が困難となる。

3 対策会議のメンバー

別添2のとおり。

4 今後のスケジュール

会議の開催は6回程度とし、年末を目途に中間報告を行うこととする。

第1回は、6月27日（月）の予定。

1 経緯

平成23年4月施行の深谷市議会議員選挙における公職選挙法違反（供応買収）事件（注）の捜査に関し、取調べ等の捜査の在り方について苦情等があったことから、埼玉県警察において事実関係を調査したもの。

（注）被疑事実は、同選挙の立候補予定者等が、同年2月中旬ころ、深谷市内の飲食店において、選挙人28名に対し、投票等の報酬として、一人当たり約4,900円相当の供応接待をしたとするもの。（5月8日：供応被疑者2名通常逮捕。6月21日：受供応被疑者28名任意送致。6月22日：供応被疑者・受供応被疑者を約1,900円相当分により起訴猶予処分。）

2 調査結果

（1）取調べの期間・時間・時刻等について

- 受供応被疑者28名に対し、4月19日から5月27日までの間、一人当たり平均7.5日、一日当たり平均4時間42分の取調べが行われたが、任意性を損なうような取調べや監督対象行為は認められなかった。
- ただし、連続する期間や時間等について、一部に、相手方に応じ、一層きめ細かく配慮する余地があった。

（2）捜査の進め方について

- 各種供述等の証拠を検討しつつ捜査を進めており、会費を支払っていないという予断を持って捜査を進めたとの状況は認められなかった。

（3）その他の取調べに関する指摘事項について

- 取調べ官において敢えて被疑者に誤解を与えるような表現や言い回しを用いた状況は認められず、任意性を損なうような取調べや監督対象行為は認められなかった。
- ただし、一部の取調べにおける取調べ官の発言については、被疑者に対し、趣旨が正確に伝わらなかったり、無用の誤解を与えた可能性を完全には否定できず、説明方法や表現方法等について、相手方に応じ、一層きめ細かく配慮する余地があった。

（4）結語

- 任意性を損なうような取調べや監督対象行為は認められなかった。また、予断を持って捜査を進めたとの状況は認められなかった。
- ただし、被疑者は取調べを受けた経験がなく、高齢者が多かったこと等から、取調べに際し、一部に、一層きめ細かく配慮する余地があった。

1 概要

パイロット事業として東京都及び神奈川県において整備を進めていた次世代安全運転支援システム(DSSS)について、このたび設置工事及び試験走行等が終了し、運用開始するもの。

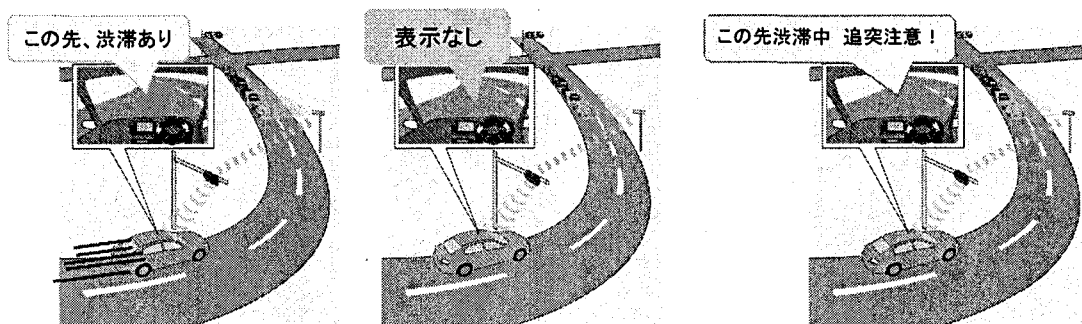
2 安全運転支援システム(DSSS)とは

(1) DSSSとは

DSSS(Driving Safety Support Systems)は、道路に設置された光ビーコンから危険要因(例えば、渋滞末尾への追突事故が多発する場所での渋滞)の情報が受信機能を備えた車載機(VICS対応カーナビ)に送信され、カーナビの画面上に簡易図形を表示し、受信音を発することによりドライバーに情報を伝えるシステム。ゆとりある運転環境を作り出すことにより、交通事故を防止することを目的としている。

(2) 次世代DSSSとは

自車の走行状態に応じて、車載機が情報提供の要否を判断するDSSS。



【次世代DSSS】

自車の走行状態(走行速度やブレーキ作動の有無等)に応じて渋滞車列への追突の危険性を判断し、危険性がある場合は専用のVICS対応カーナビに情報表示。

【従来のDSSS】

自動車の走行状態とは無関係に全てのVICS対応カーナビに情報表示。

3 パイロット事業実施箇所

【信号見落とし／追突防止支援システム】

- ・東京都(7箇所)、神奈川県(4箇所)

【出会い頭衝突／一時停止規制見落とし防止支援システム】

- ・神奈川県(4箇所)

4 運用開始予定日

平成23年7月1日

5 今後の予定

平成23年度に効果測定を実施し、有効性を検証し、全国展開を図る。

警視庁外事第二課は、北朝鮮に貨物を不正に輸出した疑いで、6月20日、東京都内の貿易会社役員の男を、外国為替及び外国貿易法違反（無承認輸出）の容疑で通常逮捕した。

1 被疑者

(71歳)

国籍等：

住 居：

職 業：

2 逮捕罪名

外国為替及び外国貿易法違反（無承認輸出）

3 事案の概要

被疑者は、平成18年11月15日から北朝鮮向けの奢侈品の輸出が禁止されているにもかかわらず、

- (1) 平成20年9月10日、中古普通乗用自動車(ベンツ) 1台(申告価格243万円)を、
 - (2) 同年12月9日、中古普通乗用自動車(ベンツ) 2台(申告価格合計480万円)を、
- 経済産業大臣の承認を受けることなく、それぞれ神戸港から韓国を経由して北朝鮮に輸出したものである。

4 参考

- 第三国を経由した北朝鮮への迂回輸出入等の防止については、昨年5月28日の閣議において、関係省庁間の連携を一層緊密にし、更に厳格に対応するよう総理から指示があったところであるが、本件は、同指示以降検挙された北朝鮮向け迂回輸出入事件としては9件目となる。
- 対北朝鮮措置違反事件については、これまで、中国・大連を経由地とする迂回輸出入事案が相次いで検挙されているが、本件は、同違反事件につき、韓国（釜山港及び仁川港）を経由地とする初めての検挙事例となる。

1 被害状況（6月22日現在。以下同じ。）

死者：15,477人、行方不明者：7,464人、負傷者：5,386人

2 警備体制

- これまでに全ての都道府県警察から約51,600人の警察官を派遣。
- 約12,000人体制で災害警備活動を実施中。
 - ・ 自県部隊：約8,000人（岩手、宮城、福島）
 - ・ 派遣部隊：約4,000人（岩手約1,300人、宮城約1,600人、福島約1,100人）

3 これまでの特別派遣部隊の数等

県別	岩手県	宮城県	福島県	合計
特別派遣人員	約16,500人	約21,400人	約13,700人	約51,600人
人・日(延べ)	約126,800人	約166,300人	約104,200人	約397,300人
ヘリ運用(延べ)	189機	187機	190機	566機

4 主な災害警備活動

○ 福島第一原子力発電所周辺における活動

- ・ 特別派遣部隊約250人態勢で警戒区域（4月22日設定）内への立入禁止措置を徹底させるための検問及び福島第一原子力発電所から10km圏内の行方不明者の部隊による搜索を継続。
- ・ 6月2日以降、特別警備隊（約300人）を編成し、計画的避難区域を中心に、警戒区域及び緊急時避難準備区域を含む地域を活動範囲として重点パトロール等を継続。

○ 集中搜索の実施

宮城県警察及び福島県警察では、6月16日から18日までの3日間、震災後100日に伴う集中搜索を実施。宮城県警察では、約1,400人体制で沿岸9署の搜索重点箇所における集中搜索を実施し、11体の遺体を収容。福島県警察では、約300人体制で沿岸部における集中搜索を実施。

○ 身元確認

警察官約300人体制で遺体の見分、身元確認を実施。これまでに約13,600体の遺体の身元を確認（収容された遺体の約88%）。

○ 防犯、犯罪取締り及び被災者支援

地域警察特別派遣部隊を3県に派遣し、パトロールカーによる警戒・警ら活動を実施。特別機動捜査派遣部隊を3県に派遣し、機動力を活かした警戒・警ら、犯罪多発地域等におけるよう撃捜査、事件発生時の初動捜査を強化。震災に便乗した詐欺、悪質商法等の取締りや広報啓発を強化。全国警察から女性警察官等を派遣するなどして、避難所等における相談受理、防犯指導、被災者の心のケアを実施。行方不明者について、親族等からの求めに応じて死亡届に添付する書面を交付するほか、遺族年金等の審査事務を行う機関等からの照会に対応。

○ 福島第一原子力発電所事故に伴う大型タンクの輸送

- ・ 東京電力は、6月4日から8月中旬にかけて汚染水や処理水を貯蔵、保管するための大型タンク（120^mタンク：170基、100^mタンク：180基）をトレーラーに積載して栃木県鹿沼市から福島県楢葉町Jヴィレッジへ輸送中。
- ・ 6月22日までに大型タンク89基を輸送。当初は一般道路を利用していましたが、一般交通の支障が著しいことから6月16日以降は高速道路を利用しており、車列の安全な通行等を目的として栃木県、茨城県及び福島県の警察官延べ635人（250台）が交通規制等に従事。

○ 通信機能の維持・復旧のための活動

福島県警災害警備本部の福島署から県庁庁舎への移転に伴う通信施設の移設。東北管区内の各県情報通信部において、全国からの応援（38人）を得て、通信機器、無線中継所の復旧に向けた実査・整備検討中。